



# 宮 崎 県 公 報

平成23年7月6日(水曜日)号外 第60号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 1	

## 規 則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第24号

#### 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入居補充通知) 第3条 [略]	(入居補充通知) 第3条 [略] <u>(期限付入居の要件等)</u> 第3条の2 <u>条例第8条の2第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</u> (1) <u>周辺地域における学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校の立地状況、当該一般県営住宅の住戸面積その他の事情を勘案し、子育てに適すること。</u> (2) <u>県営住宅建替事業により、除却が予定されていること。</u> 2 <u>前項第1号に掲げる要件を満たす一般県営住宅(以下「子育て世帯向け期限付一般県営住宅」という。)に係る条例第8条の2第1項の規則で定める条件は、配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)及び2人以上の小学校就学の始期に達するまでの子と同居していることとする。</u> 3 <u>条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。</u> (1) <u>子育て世帯向け期限付一般県営住宅の入居の期間は、入居可能日(条例第10条第6項に規定する入居可能日をいう。以下同じ。)からア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる日までとする。</u> <u>ア 入居可能日において同居している子のうち最も年齢の低い子が12歳に達する日の属する年度の末日までの期間が10年以上の場合、当該子が12歳に達する日の属する年度の末日</u> <u>イ 入居可能日において同居している子のうち最も年齢の低い子が12歳に達する日の属する年度の末日までの期間が10年未満の場合、当該子が15歳に達する日の属する年度の末日</u> (2) <u>第1項第2号に掲げる要件を満たす一般県営住宅の入居の</u>

<p>(入居決定通知)</p> <p>第 4 条 条例第 9 条第 1 項 (条例第 47 条、第 55 条、第 59 条、第 62 条及び第 64 条において準用する場合を含む。) の規定による通知は、<u>県営住宅入居決定通知書 (別記様式第 5 号) により行うものとする。</u></p> <p>(家賃決定通知)</p> <p>第 10 条 知事は、条例第 11 条第 1 項本文 (条例第 64 条において準用する場合を含む。) の規定による家賃の額について、<u>県営住宅入居決定通知書 (別記様式第 5 号) 又は収入認定通知書 (別記様式第 14 号) により入居決定者又は入居者に併せて通知するものとする。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>期間は、<u>3 年以内とする。ただし、県営住宅建替事業に支障が生じないと認められる場合において、当該入居者が退去することが困難であると知事が認めるときは、その入居の期間を 2 年を超えない範囲内で延長することができる。</u></p> <p>4 <u>前 3 項に定めるもののほか、期限付一般県営住宅に関し必要な事項は、知事が別に定める。</u></p> <p>(期限付入居の手続)</p> <p>第 3 条の 3 <u>条例第 8 条の 2 第 3 項の規定による説明は、期限付一般県営住宅の入居決定に関する説明書 (別記様式第 4 号の 2) を交付することにより行うものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第 8 条の 2 第 4 項の規定による書面の提出は、条例第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる手続と併せて期限付一般県営住宅の入居決定に関する承諾書 (別記様式第 4 号の 3) により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第 8 条の 2 第 6 項の規定による通知は、期限付一般県営住宅の入居期間満了通知書 (別記様式第 4 号の 4) により行うものとする。</u></p> <p>4 <u>前 3 項の規定は、前条第 3 項第 2 号ただし書の規定により、入居の期間を延長する場合に準用する。</u></p> <p>(入居決定通知)</p> <p>第 4 条 条例第 9 条第 1 項 (条例第 47 条、第 55 条、第 59 条、第 62 条及び第 64 条において準用する場合を含む。) の規定による通知は、<u>県営住宅入居決定通知書 (別記様式第 5 号) により行うものとする。ただし、期限付一般県営住宅の入居決定者に対する通知は、期限付一般県営住宅入居決定通知書 (別記様式第 5 号の 2) により行うものとする。</u></p> <p>(家賃決定通知)</p> <p>第 10 条 知事は、条例第 11 条第 1 項本文 (条例第 64 条において準用する場合を含む。) の規定による家賃の額について、<u>県営住宅入居決定通知書 (別記様式第 5 号) 若しくは期限付一般県営住宅入居決定通知書 (別記様式第 5 号の 2) 又は収入認定通知書 (別記様式第 14 号) により入居決定者又は入居者に通知するものとする。</u></p> <p>2 [略]</p>
---	--

別記様式第 4 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第 4 号の 2 (第 3 条の 3 関係)

## 期限付一般県営住宅の入居決定に関する説明書

年 月 日

現住所  
氏 名 様

宮崎県知事



宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 8 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり説明します。

### 記

#### 1 入居予定の期限付一般県営住宅の名称等

所在地	
住宅番号	団地 棟 号

#### 2 入居期間

入居期間は、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 条の 2 第 3 項の規定により、年 月 日から 年 月 日までとします。

#### 3 住宅の明渡し

- (1) 当該入居期間が満了する日までに、必ず住宅を明け渡してください。
- (2) 入居者は、宮崎県営住宅住替入居要領(平成10年3月24日定め)第 3 条第 6 項の規定により、一般県営住宅へ公募による入居により移転することができます。

様式第 4 号の 3 (第 3 条の 3 関係)

期限付一般県営住宅の入居決定に関する承諾書

年 月 日

宮崎県知事 殿

入居者氏名 ㊦

期限付一般県営住宅の入居決定について、次のとおり説明を受け、承諾しました。

記

1 入居予定の期限付一般県営住宅の名称等

所在地	
住宅番号	団地 棟 号

2 入居期間

入居期間は、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 条の 2 第 3 項の規定により、年 月 日から 年 月 日までであること。

3 住宅の明け渡し

- (1) 当該入居期間が満了する日までに、必ず住宅を明け渡すこと。
- (2) 入居者は、宮崎県営住宅住替入居要領 (平成10年 3 月24日定め) 第 3 条第 6 項の規定により、一般県営住宅へ公募による入居により移転することができること。

様式第 4 号の 4 (第 3 条の 3 関係)

期限付一般県営住宅の入居期間満了通知書

年 月 日  
県営 団地 棟 号  
殿

宮崎県知事



宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 8 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 通知事項

年 月 日付け ー で入居決定をした期限付一般県営住宅については、入居期間の満了によって入居決定の効力が失われますので、必ず入居期間の満了日までに当該住宅を明け渡してください。

また、住宅を退去する日の 10 日前までに宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 28 条の県営住宅明渡届を提出してください。

2 期限付一般県営住宅の所在地

3 住宅番号 団地 棟 号

4 入居期間 年 月 日 から 年 月 日まで

別記様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号の 2（第 4 条関係）

## 期限付一般県営住宅入居決定通知書

—  
年 月 日

様

宮崎県知事

印

次のとおり期限付一般県営住宅の入居者として決定したので、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により通知します。

県営住宅所在地			
住 宅 番 号	団地	棟	号
入 居 者 氏 名		世帯員数	人
入 居 期 間	年 月 日	から	年 月 日
家 賃	月 額	円	敷 金
			円

(入居に当たっての留意事項)

## 1 入居手続

この通知を受けた日から起算して10日以内に、敷金を別に発行する歳入歳出外現金払書により納付するとともに、入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人 2 人の連署した誓約書（別記様式第 6 号）を提出してください。

## 2 入居手続の延期

1 の期限内に入居手続をすることができないときは、直ちに県営住宅入居手続延期承認申請書（別記様式第 7 号）を提出してください。申請がされない場合は、この決定を取り消すことがあります。

## 3 収入の申告

入居者は、条例第12条第 1 項の規定により、毎年度、収入を申告しなければなりません。

## 4 家賃

家賃は、申告された収入に基づいて、毎年 4 月に変更します。

## 5 家賃の納付

家賃は、原則として、口座振替により納付してください。なお、口座振替による領収の通知をしませんので、あらかじめ御承知おきください。

## 6 住宅の明渡し

条例第33条第 1 項第 8 号の規定により上記の入居期間満了日までに住宅を明け渡していただきます。

なお、引き続き 3 年以上入居している場合において収入基準を超過した方は、住宅を明け渡すように努めてください。また、引き続き 5 年以上入居している場合において高額所得者となった方又は条例第33条第 1 項各号のいずれかに該当する方には、住宅の明渡しを請求することがあります。

## 7 入居することができる者

この決定により入居することができる者は、県営住宅入居申込書（別記様式第 1 号）記載の者に限ります。

## 8 承認申請等

次の場合は知事の承認等が必要であり、これらを行なった場合は住宅の明渡しを請求することになりますので、あらかじめ必要な手続をしてください。

## (1) 住宅を引き続き15日以上使用しない場合（条例第19条）

県営住宅不使用届（別記様式第26号）

## (2) 住宅を住宅以外の用途に併用する場合（条例第21条）

県営住宅用途併用承認申請書（別記様式第27号）

## (3) 住宅を模様替し、又は増築する場合（条例第22条）

県営住宅模様替（増築）承認申請書（別記様式第29号）

## (4) 県営住宅入居申込書記載の者以外の者を同居させる場合（条例第24条）

県営住宅同居承認申請書（別記様式第31号）

## (5) 入居名義人を変更する場合（入居名義人の死亡又は退去の場合のみ）（条例第25条）

県営住宅入居承継承認申請書（別記様式第34号）

## 9 その他

入居中は、条例及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する事項を遵守してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

